

新潟県立吉田高等学校いじめ防止基本方針

文部科学省では、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

本校では、校長のリーダーシップのもと、全ての教職員が、「いじめほどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめを許さない、見逃さない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。（いじめ類似行為を含む）

いじめ対策のための組織として、「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」等を組織し、保護者、地域及び関係機関と連携しながら、様々な教育活動とおした未然防止対策を行います。また、いじめが疑われる案件を把握した際には、いじめ防止対策推進法の規定に基づいて認知を行うとともに、早期解決に向け組織的・機動的に対応します。

いじめの認知時には、被害の大小にかかわらず、速やかに県教育委員会に報告し、連携して対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、支援を求めます。また、いじめ案件が解決した後、さらに毎年度末には、取組についての検証と見直しを行います。

本基本方針には、「吉田高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- 校長のリーダーシップのもと、いじめ対策の組織として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」と「いじめ認知に係る委員会」を組織し、様々な教育活動とおした未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる案件を把握した際には、早期の解決に向け組織的・機動的に対応します。
- いじめ、自殺防止をはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて（発達支持的生徒指導）

- 自己への信頼を確立させるとともに、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしないという意識を育てます。
- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして「いじめを許さない心」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的に指導します。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、教職員に対し定期的にいじめに関する研修を行うとともに、指導方法のスキルアップを図ります。

（課題未然防止教育）

- 生徒一人ひとりが意欲をもって様々な教育活動に取り組めるよう、教職員は「集団づくり」や「授業づくり」をおして、いじめを許さない、見逃さない学校づくりに向け、指導の充実を図ります。
- インターネットやSNSのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報端末の適切な使い方や市民社会のルールについて指導します。

3 いじめの早期発見に向けて（課題早期発見対応）

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。（インターネットを通じて行われるいじめ、いじめ類似行為を含む）
- 普段から生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがある案件を把握した場合には、学級担任をはじめ一部の教職員が抱え込むことなく、「いじめ認知に係る委員会」等を速やかに開催し、組織的・機動的に対応します。
- 日頃から生徒及び保護者との信頼関係を深め、生徒にとって相談しやすく、保護者とは様々な情報を共有できる体制づくりに努めます。
- 生徒、保護者に対しては、いじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて（困難課題対応的生徒指導）

- いじめ被害の生徒を徹底的に守りとおし、いじめ被害の生徒や保護者の立場で対応します。
- いじめの疑いがある行為を発見した場合には、当該行為をその場で指導したことで安易に解決したと思いつくことなく継続的に対応し、当該行為について保護者と必ず情報を共有します。
- いじめ加害の生徒については、行為の善悪を十分に理解させるとともに反省させ、二度といじめを行わないよう、必要に応じて関係機関と連携し丁寧に指導します。
- 双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たすとともに、学校と保護者が協力していじめの

解決に向け取り組めるようにします。

- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる環境づくりに取り組み、学校として、伝えた生徒への見守りを継続的に行います。
- いじめの解決については、国の「いじめ防止対策等のための基本的な方針」が示す基準を踏まえ、いじめ被害の生徒、その保護者との面談等を通じて適切に対応します。また、解決した後も、いじめ被害の生徒、いじめ加害の生徒双方を継続的に指導・支援し、良好な人間関係の構築に努めます。

(令和8年4月1日)